

武蔵野市組織条例の一部改正（保険年金課関係）について

1 改正の理由

市長の内部組織の分掌事務を変更するため、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

事項	改正前	改正後	施行
所属部	市民部	健康福祉部	令和2年4月1日から
課名称	保険課	保険年金課	令和2年4月1日から
分掌事務	国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること	国民健康保険（ <u>収納及び徴収を除く。</u> ）及び後期高齢者医療に関すること	令和2年11月1日から *国民健康保険（収納及び徴収）に関することは納税課の分掌事務となる。

<参考：関係計画における記載>

1 第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画 令和元年10月

「市税の徴収を担当する財務部納税課と業務体制を再構築し、事務の効率化と徴収率の向上を図る。なお、さまざまな事情で納付することが困難な滞納者に対しては、必要に応じて市の福祉部門などの他部署や都・民間の相談窓口につなげて連携を図るなど、根本的な問題解決に向けた支援を引き続き行っていく。」

（「第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画 第4章 財政健全化に向けた施策及び事業 第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上 2 国保税の収納率の向上（6）その他 エ）

2 武蔵野市第六期長期計画 令和2年4月

「（前略）市税と国民健康保険税の収納・徴収体制を統合することで、窓口の一元化による市民サービスの向上及び事務の効率化と、徴収率の向上を図る。（後略）」

（「武蔵野市第六期長期計画 2020～2029（令和2年度～令和11年度）第8章 施策の体系 6 行財政 [基本施策4] 社会の変化に対応していく行財政運営（2）健全な財政運営を維持するための体制強化」より）